

### 7 ガス・水道メーター検針員の募集

検針地区：象潟	検針単価×件数
上荒屋の一部	●ガス49円×380件
汐見町の一部	●水道66円×800件
鳥の海の一部	※冬期間は水道検針単価に
小砂川の一部	除雪料58円を加算します。

- ◆募集人数 若干名
- ◆対象 毎月検針期間内に検針可能な方
- ◆検針期間 毎月23日～28日
- ◆契約期間 9月1日～令和2年3月31日 (更新可)
- ◆応募方法 市販の履歴書に写真を貼付のうえ、朱書きで「メーター検針員採用応募」と記入した封筒に入れ提出
- ◆応募期限 8月23日(金) 正午まで
- ◆採用方法 書類審査および面接(後日、面接日を連絡)
- ◆申込・問合せ 〒018-0402 にかほ市平沢字舟橋4番地 ガス水道局 管理課 ☎37-3131



### 6 防災行政無線 情報伝達訓練の実施

☎ 防災課 ☎43-7504

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた訓練で、にかほ市以外の地域でもさまざまな手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

訓練実施日時 8月28日(水) 午前11時00分頃 訓練で行う放送試験(情報伝達手段…防災行政無線)

市内124箇所に設置してある防災行政無線から、一斉に次のように放送されます。

#### 【放送内容】

- 上りチャイム音
- + 「これは、Jアラートのテストです。」×3
- + 「こちらは、防災にかほ市広報です。」
- + 下りチャイム音

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。



### 8 ガス設備保守点検のお知らせ

☎ ガス水道局 ☎37-3131

ガス水道局では、都市ガスをより安全に安心してお使いいただくため、ガス事業法に基づき、都市ガスをご利用のお客さまのガス設備・ガス器具の保安点検を実施しています。ガス水道局より委託された点検員がお伺いしますので、点検作業にご理解とご協力をお願いします。なお、点検作業は20分程度で、お客さまから費用をいただくことはありません。

#### 9・10月の点検予定地区(仁賀保地域…平沢字)

鴻ノ巣、天ヶ沢、清水尻、出ヶ沢、家ノ後、樋ノ口、上町田、町田、新町、井戸尻、山王森、宮田、宮ノ前、十二ノ前、石橋、家妻

※作業の進捗状況により、点検時期が予定より前後する場合がありますので、ご了承ください。



### 9 にかほ市水道水中の放射性物質調査結果

☎ ガス水道局 ☎37-3131

6月12日に実施しました水道水中に含まれる放射性物質の検査結果は次のとおりでした。

整理番号	検査日	試料採取場所	測定時間	測定結果(単位:ベクレル/kg)		
				放射性ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
1	6月12日	にかほ市上水道 横岡浄水場	1時間	不検出 (0.42)	不検出 (0.32)	不検出 (0.39)
2		にかほ市上水道 金浦浄水場		不検出 (0.36)	不検出 (0.33)	不検出 (0.38)
3		にかほ市上水道 横根浄水場		不検出 (0.37)	不検出 (0.35)	不検出 (0.37)

### 4 令和元年度にかほ市総合防災訓練 訓練期日 8月31日(土) ☎ 防災課 ☎43-7504

課目	時間	内容	会場
受付	8:30～9:00		象潟構造改善センター
開会式	9:00～9:10	訓練説明	象潟構造改善センター
土砂災害警戒情報避難勧告発令	9:35～10:15	気象台より大雨警報、土砂災害警戒情報が発表され、警戒にあっていた消防団から越水の恐れがある連絡を受け、避難勧告を発令し、地区住民が避難する訓練。	象潟地域川袋集落
多数傷病者救助訓練	10:45～11:30	令和元年8月31日(土)10:45、秋田県内陸南部を震源とするM8.7の地震が発生。にかほ市で震度6弱。秋田県全域停電、電話不通、断水、ガス供給遮断。にかほ市でも多数の死傷者が発生し、仁賀保高等学校で多数の傷病者が発生している。	仁賀保高等学校
閉会式	11:30～11:40		仁賀保高等学校
炊き出し訓練	11:40～		仁賀保高等学校

※訓練内容および時間は、現在調整中の内容です。天候等諸般の事情により変更になる場合がありますので、その際はご了承ください。

※当日は、朝7時5分(地震発生)と7時10分(大津波警報発令)に防災行政無線放送を行います。それに伴い、にかほ市防災あんしんメールの配信も行いますので、ご理解をお願いします。

### 5 水害、土砂災害の防災情報の伝え方が変わりました ☎ 防災課 ☎43-7504

西日本豪雨の教訓を踏まえて、国では「避難勧告等に関するガイドライン」を改定しました。市民の皆さんが災害発生の恐れの高まりに応じてとるべき行動を直感的に判断できるよう、洪水・土砂災害時等の避難情報等を5段階の警戒レベルでお知らせします。

警戒レベル(洪水・土砂災害)	市民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報・水位情報等(気象庁、国土交通省、県)
警戒レベル5	既に災害が発生していて、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報(市が発令)	警戒レベル5相当情報 ・氾濫発生情報 ・大雨特別警報等
警戒レベル4	速やかに避難先へ避難 ※避難場所までの移動が危険な場合は近くの安全な場所や自宅内の安全な場所に避難する。	避難指示(緊急) ・避難勧告(市が発令)	警戒レベル4相当情報 ・氾濫警戒情報 ・土砂災害警戒情報等
警戒レベル3	避難に時間を要する人(高齢者の方、障がいがある方、乳幼児等)と、その支援者は避難する。 ・その他の人は避難の準備	避難準備、高齢者等避難開始(市が発令)	警戒レベル3相当情報 ・氾濫警戒情報 ・洪水警報等 ・大雨警報
警戒レベル2	避難に備えて自らの避難行動を確認する。 ・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認 ・避難情報の把握手段の確認、注意等	洪水注意報 ・大雨注意報等(気象庁が発表)	上記は住民が自主的に避難行動をとるための参考情報です。市では、さまざまな情報をもとに避難行動を発令する判断を行うので、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報、同時に発令するものではありません。
警戒レベル1	災害への心構えを高める。 ・防災気象情報等の最新情報に注意	早期注意情報(気象庁が発表)	



※警戒レベル1～5は必ずしも順番に発表されるものではありません。  
※地震・津波災害はレベル区分になじまないため対象外としています。  
※避難情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は安全な場所へ避難してください。